

「変動する物的担保法制」研究会のご案内

日本では、土地の買収、建物の建築といった不動産への直接投資のみならず、企業活動を支える金融取引一般において不動産担保、なかでも抵当権の設定が当たり前のようになっています。しかし、今世紀に入ってから、抵当信用取引の退潮が目立つようになってきました。実際、抵当権設定登記件数の漸減傾向は止まらず、10年前まで新判例が相次いだ最高裁判決も全く見られなくなりました。それでも、種々の資金需要を満たすための担保が求められており、今まさに物的担保法制が大変動期を迎えようとしているならば、その行く末を展望し、将来のあり方を考える必要があります。日本での担保・執行法改正（2003年）、その母法に当たるフランス担保法改革（2006年）は、その序幕にすぎないかもしれないのです。

以上の趣旨から、日本学術振興会による研究助成を受け、標記・研究会の第一弾を企画しました。研究者、実務家を問わず、関心をもたれる方々のご参加を心より歓迎します。

記

日時： 2016年（平成28年）12月27日〔火〕午後2時から午後6時まで

場所： 横浜国立大学法学研究棟3階305会議室（N4-5）

http://www.ynu.ac.jp/access/map_campus.html（キャンパスマップ）

主題と報告者：

「変動する日仏物的担保法制の概観」	今村 与一（横浜国立大学教授）
「日本民法における質権制度の沿革」	中西 俊二（岡山理科大学前教授）
「フランスにおける権利質権制度の諸相」	原 謙一（西南学院大学准教授）

* 資料等の準備のため、お手数ですが、12月22日〔木〕までに次の連絡先へ参加申込みをお願いします。

Eメール： imamura@ynu.ac.jp

電話&Fax： 045-339-3612（今村研究室）